

平成 17 年度

京都府包括外部監査報告書（概要版）

監 査 テ ー マ	
1	府税の賦課徴収に関する事務の執行について
2	農業関係の試験研究機関における財務に関する事務の執行、研究及びその成果の還元について

京都府包括外部監査人
公認会計士 光 田 周 史

京都府包括外部監査の結果及び意見の概要

1 府税の賦課徴収に関する事務の執行について

テーマの選定理由

京都府政の推進にあたって府税収入の確保が重要であることは言うまでもなく、また、地方財政における自主財源の重要性は今後一層高まることが予想される。こうした状況の中、府民の税務行政への信頼性を高め、負担の公平性を維持していくためには、適正な課税処理や滞納整理の促進は喫緊の課題であると思料する。

そこで、府税の賦課徴収事務について、法令や条例等への準拠性を検証するとともに、徴収率の改善や徴収コストの削減といった個別課題に加えて、税務行政全般にわたって外部の専門家としての視点から検討を加えることは有用であると判断した。さらに、これらの検証や検討を通じて、地方自治法第2条第14項にいう「最少の経費で最大の効果」、同第15項がいう「組織及び運営の合理化」の実現の一助となりうる積極的な提言にも繋げたいと企図し、本テーマを選定した。

外部監査の方法（監査の要点）

- (1) 賦課事務に関しては、法令・条例等に準拠して行われているか否か、また網羅的に行われているか否か、さらには効率的に行われているか否か。
- (2) 徴収事務に関しては、法令・条例等への準拠性の検証と並行して、効率的かつ合理的に行われているか否か、さらには徴収率向上のために必要な措置が執られているかどうか。
- (3) 賦課徴収にあたっての人的あるいは物的な組織や機構のあり方について現状分析を行うとともに、今後の望ましい姿を模索する。

外部監査の結果 - 問題点の指摘と改善提案

監査意見の中から主なものを取り上げて要約するとともに、試みに「重要度」と「緊急度」を明示してみた。なお、この「重要度」と「緊急度」の位置付けは次のように考えたものである。なお、表中の「掲載頁」は報告書本文の掲載頁のことである。

重要度	A	監査のテーマに即して喫緊の重要課題。
	B	早急に解決されることが望ましい課題。
	C	解決に向けた真摯な取り組みが期待される課題。

緊急度	1	解決に至るまでの時間的余裕はないと考えるもの。
	2	1～2年以内に解決されるべき課題。
	3	早い段階で解決の端緒が見出されることが期待される課題。

掲載頁	重要度 緊急度	項 目	期待される効果
139	A 2	<p>滞納整理における市町村との連携</p> <p>各都道府県ともに徴収率の向上に躍起となっている中で、京都府のように特別の滞納整理部署を設けたり、滞納整理職員が手薄となりがちな市町村へ経験豊富な職員を派遣したり、また市町村が共同で滞納整理に当たる一部事務組合を設けて支援する都道府県も増加傾向にある。徴税という同じ目的を担う者同士が、組織こそ異なるものの「共通の対象」である悪質滞納者に立ち向かうのに共同作戦を展開することも必要である。この点、合同公売や合同調査等で実績やパイプができつつあるが、必ずしも十分なレベルには達していない。</p> <p>また、市町村レベルでは、単独での処理が困難な整理事案や不動産公売事案、さらには不納欠損処分検討事案などを持ち寄って処理する機構が地方自治法第 284 条第 2 項に基づいて設立されてきた経緯がある。よく知られているところでは、「茨城租税債権管理機構」や「三重地方税管理回収機構」などがある。</p> <p>京都府においても、あるべき組織体制を検討した上でさらなる徴収率の向上に取り組むべきである。</p>	<p>新規滞納発生の抑止あるいは滞納整理の促進による増収効果が期待できる。</p>
25	B 2	<p>個人住民税の徴収率向上策 - 直接徴収の推進</p> <p>地方税法が改正されて都道府県による直接徴収の要件が緩和されたことが契機となって、高額で悪質な滞納案件を対象とした都道府県による個人住民税の直接徴収が活発化している。京都府においても、府内の市町村との連携を深めて滞納繰越額の解消と新たな発生の防止に向けた積極的な取り組みを展開することを期待したい。</p> <p>京都市以外の府内市町村と積極的に直接徴収の合意を行い、戸別訪問や財産調査を実施し、場合によっては差し押さえに踏み切るなどの毅然とした対応をとることが望まれる。</p>	<p>個人府民税の滞納額の縮減に繋がる。</p>
73	A 1	<p>自動車税滞納者に対する自動車差し押さえについて</p> <p>自動車税滞納者が自動車を使用し続けている状況は理解しがたく、課税の公平性に対する信頼を著しく損なっている。自動車を使用している限りは、その自動車自体に経済的価値があるはずであるし、少なくともガソリン代や維持修繕程度の経済的負担に耐える資力も有しているはずであるから、悪質滞納者に対しては、自動車自体の差し押さえを積極的に実施するべきである。</p> <p>なお、差し押さえ時あるいは保管時の車両破損等のリスクの存在を理由に差し押さえに対して消極的な姿勢が垣間見えたが、平成 17 年度から差し押さえ自動車の保管等について業務委託するとともにインターネット公売にも踏み切っている。低迷する自動車税徴収率を改善すべく、積極的な取り組みが展開されることを期待する。</p>	<p>積極的な差し押さえを毅然とした姿勢で実施することによって徴収率の改善が図られ、自動車税の増収に繋がる。</p>

144	B 3	<p>悪質滞納者へのペナルティ導入検討</p> <p>悪質な滞納者に対しては行政サービスの一部制限や、あるいはペナルティの導入を検討すべきである。京都府においても従来から、商工関係の融資、建設業の許可、競争入札の参加、NPO 優遇税制等を受けるためには「府税に滞納がないこと」を条件としているが、これに加えて京都府と随意契約を締結する際にも「府税に滞納がないこと」の条件を付加するべく検討中であると聞く。こうした施策を積極的に拡大し、徴収率の向上に繋げる努力が不可欠である。</p>	<p>滞納者に対する緊張感を与えるとともに、課税する側として毅然とした態度を示すことによって、納税意識の高揚に繋がる。</p>
172 177	A 1	<p>3 府税事務所の統合</p> <p>3 府税事務所は、僅か 2 km 四方の範囲に近接して設置されており、かつ民間の賃借物件に入居しているため、年間約 170 百万円の賃借料を負担している。そこで、これを 1 ヶ所に集約して賃借料を削減するとともに、移転先の選定にあたっては、京都府が所有している遊休資産の最有効利活用を検討すべきである。</p> <p>今後、電子申告や電子納税、コンビニ納税や口座振替等の普及によって、申告書の提出や納税といった業務における府税事務所の立地条件の重要性は低くなることが予想される。また、府民との対面が必要となるフロントオフィスについては、小規模のサテライト施設で対応可能である。さらに、納税相談や質問に対する回答といった業務もホームページ上で Q&A などのコンテンツを充実させる方策を進めていけば、所在場所の問題は早晚解消される。他方、総務部門や調査要員等を擁するバックオフィスについては、立地条件を議論する必要はない。</p> <p>いずれにしても、僅か 2 km 四方の範囲に巨額の賃借料を負担して複数の府税事務所を設置しておく必要性は乏しいと言わざるを得ず、行政のコストパフォーマンスの観点から早急に見直すべき課題であるといえる。</p>	<p>年間約 170 百万円の賃借料を削減することができる。また、機能の集中や業務改善により一層の効率化が期待できる。</p>
115	A 1	<p>徴税コストの低減 - 人事施策の見直し</p> <p>税務職員の平均年齢は 46.7 歳と全国で 4 番目に高く、京都府の行政職の平均年齢と比較しても 3.6 歳も高い。その一方で、税務職員の職務経験年数は 10 年余に過ぎず、大阪府や東京都の半分にも満たない。経験が必要とされる税務職においては一概に高齢職員の配属を否定することはできないが、経験の乏しい高齢職員が配置されるのでは本末転倒である。人件費の高い高齢者が担う業務が経験の浅い若手職員でも対応可能なものであるとすれば、課税の効率性を追求することは難しい。業務の効率性を高め、適正な職員数による最適な人事配置を実現することによってこうした状況を改善し、徴税コストを低減させるべきである。</p>	<p>人事施策の見直しにより、徴税コストの引き下げが期待できる。</p>

153	A 1	<p>専門教育の実施 - 税務スペシャリストの育成</p> <p>専門性の確保のためには、これまでの業務遂行の中で培われてきた知識や経験を継承させることが重要であり、そのためには職場研修や派遣研修を活用するなど、様々な機会を捉えて資質と能力の向上を図ることが必要である。税に関する知識のみならず税務調査独特のテクニックのスキルアップなど、その要求される知識は広範囲に及ぶ。外形標準課税といった地方税独自の仕組みの創設や国税から地方税への税源シフトが進む中、税務のスペシャリストを育成することは喫緊の課題であり、そのために継続的かつ体系的な教育研修プログラムが用意され、その的確な運用が図られるとともに、税務職員としての「使命と職責」が再確認される必要がある。</p>	<p>税のプロとしての自覚と教養を陶冶し、府民からの信頼を高めることが、ひいては納税意識の高揚に繋がる。</p>
155	A 1	<p>税務部門を経験する機会が与えられる人事</p> <p>税務職員の担うべき責務の重要性に鑑みれば、税に携わる部門での経験は極めて有為である。賦課事務の実際や徴収現場の苦労をその目で確かめて経験してこそ、税の使途に対する感覚も磨かれると考えるからである。</p> <p>行政では税収よりも支出の面に注目が集まり脚光を浴びる機会が多いように思われるが、税収があってこそその支出であること考えれば、税務部門は執行部門以上に重要なポジションとも考えられる。その意味では、行政に携わる全ての職員が一度は税務部門を経験することが望ましい。もっとも、京都府が展開する行政分野は多岐にわたるため、その実現は容易ではないが、少なくとも税務部門の重要性とそれに携わる税務職員の日々の地道な努力については、行政に携わる全ての職員が深く認識しておくべきであろう。</p>	<p>税に対する深い理解と造詣を持つ人材が増えることにより、税務部門が活性化し、ひいては徴収率等の向上にも繋がる。</p>
27 44 56 63	A 2	<p>地方税法改正に向けた取り組み</p> <p>現行制度に疑問なしとしないところがあっても、それが地方税法の定めるものである限りは、京都府としては如何ともしがたい。しかし、それを座視することなく積極的に法改正を働きかけていく必要もある。具体的には次の諸点である。</p> <p>徴収取扱費の算定方法の是非（個人府民税） 業種認定における限定列挙方式の是非（個人事業税） 分割基準による課税の見直し（法人二税） 税率の簡素化、グリーン化の簡素化（自動車税）</p>	<p>地方税の課税現場の声が法令の改正に繋がることにより、より合理的・効率的な課税の実現が期待される。</p>

41	A 1	<p>申告書転写業務の改善 - 臨時職員の活用</p> <p>個人事業税の調定作業において毎年多大な労力と時間を費やす所得税確定申告書等の転写業務は、単純作業ではあるが転写の要否についてある程度の知識と経験を必要とするのも事実である。しかし、作業を分担することによって専門的な知識と経験がない者であっても単純作業だけを担わせることは可能である。この単純作業については、臨時職員を採用することで徴税コストの削減も可能となろう。</p> <p>もっとも、作業の内容から重要な個人情報に接する機会が多いため、その保護には万全を期す必要があるが、この点、臨時職員であっても地方公務員法上の守秘義務が課せられるので、その徹底が図られるのであれば採用は不可能ではない。</p> <p>一方、臨時職員の採用が新たな財政負担に繋がるという懸念もあるが、トータルでのコストを勘案してその縮減を図るよう臨機応変に対応することが望まれる。</p> <p>また、そうした機動的な人材配置を検討しておかないと、今後進められるであろう組織のスリム化によって職員のみでは繁忙期を乗り切ることができなくなる可能性もある。</p>	<p>人件費の高い職員が書類のコピーという単純作業に従事する事態を解消することによって徴税コストの圧縮に繋がる。</p>
42	B 2	<p>申告書転写業務の改善 - 電子データの活用等</p> <p>地方税法第 72 条の 51 第 1 項において、個人事業税の納期は 8 月および 11 月中において都道府県の条例で定めるとされている。そこで、第 1 期の納税期日を遅らせることができれば、国税の電子データを有効に利用する時間的余裕を確保することが可能となり、さらには電子データだけでは情報が不十分であったとしても、不足情報の絞込みを行い従来よりも効率良く必要な転写業務にのみ専念できると考える。原始的な手法で多大な労力を費やして 32 万枚にも及ぶ膨大な紙を費消する転写業務については何らかの改善措置を講じる必要があり、国税の電子データを利用することも視野に入れて、第 1 期の納税期日を遅らせるという選択肢もあると思料する。</p>	<p>転写業務に費やされる負担を軽減し、従事する職員の人件費の圧縮に繋がることを期待できる。</p>

126	B 2	<p>法人二税に関する課税客体の補足 - 分割支店法人</p> <p>他府県に本店がある分割法人で、京都府内に事務所等があるにもかかわらず支店登記をしていない分割支店については、法人が自ら申告する場合や不動産取得税課税データで把握した場合を除き、未登録法人となっているのが現状である。</p> <p>法人の側でも、支店登記の有無のほかには一定の規模（たとえば、支店に総務部門が設置されていることや支店長が商法でいうところの支配人に該当すること等）を満たしていなければ分割法人としての申告の必要がないという誤った理解も少なくないと聞く。</p> <p>したがって、法人二税にいう事務所等（自己の所有に属するものであるか否かにかかわらず、事業の必要性から設けられた人的及び物的設備であって、そこで継続して事業が行われる場所をいう。）の正しい理解を周知徹底するとともに新たな納税者の把握に注力することにより、適切な納税に繋げていくことが必要である。</p>	<p>未登録の分割支店を捕捉することにより、法人二税の増収が期待されるとともに、課税の公平が図れる。</p>
60	B 2	<p>不動産取得税の課税データの入手</p> <p>不動産取得税に関しては、法務局における登記申請書の閲覧や転記によって所有権移転情報などの課税資料を入手している。この閲覧や転記には、かなりの人員を必要とし、さらに作業にも相当な時間を費やすなど、効率的とは言い難い状況にある。そこで、法務局の不動産登記に関する情報の電子化が進んでいることから、登記情報をデータで入手することを検討する必要があると考える。現行法上は道府県が法務局から直接データを入手できる仕組みにはなっていないが、徴税コスト削減のみならず、行財政改革の観点からも他の都道府県と連携して早期に改善を図ることが望まれる。</p>	<p>法務局における転記による課税資料の作成という単純作業を回避し、徴税コストを削減することが期待できる。</p>
82	A 1	<p>自動車税減免措置後の要件審査について</p> <p>長年にわたって身障者減免対象とされていた自動車について、心身に障害がある者本人の死亡の事実を確認できないまま健常者である家族が利用し続けていたにもかかわらず減免措置が継続していたという事例が検出された。減免対象者もしくは対象車両に対する実態調査が等閑になっている。税の不公平を招来しないよう減免要件を充足しているか否かについての審査を実施するべきである。</p>	<p>減免要件の充足についてチェックすることにより、課税の公平を確保し、自動車税の増収に繋がる。</p>

77	A 2	<p>自動車二税の減免額に上限を設定すること</p> <p>自動車税の減免制度が福祉政策による課税の例外措置であるとしても、その例外は課税の公平性との平仄を担保した上で容認されるべきものとする。すなわち、要件さえ満たせば税額の多寡にかかわらず全額を免除するというのではなく、一定の上限額を設定して、それを超える部分については応分の負担を求めるべきであろう。</p> <p>既にこうした減免額に上限を設けている府県も存在するのであるから、京都府においても同様の対応が可能か否かについて検討することが望まれる。</p> <p>また、自動車取得税についても要件さえ満たせば全額を免除するというのではなく、免除の対象となる取得価額に一定の上限額を設定して、それを超える部分については応分の負担を求めるべきである。</p> <p>なお、心身に障害がある者が運転免許を取得するために特別の運転装置を備えた自動車や、心身に障害がある者の利用のための特別な仕様を備えた自動車等については、全額免除する施策の継続が望ましい。</p>	減免額に上限を設定することにより、自動車税および自動車取得税の増収が見込まれる。
44 83	C 3	<p>振替納税の勧奨と普及</p> <p>個人事業税と自動車税に振替納税が認められているが、滞納の防止や徴税コストの削減のためには、この振替納税の利用率向上に力をいれるべきである。さらなる広報の強化に加えて、振替納税選択者に対するインセンティブの付与等を検討する必要もあるといえる。</p> <p>たとえば、個人事業税については、振替納税選択者に納期の猶予を与えるというインセンティブを検討してはどうか。所得税における振替納税利用者に対して期限内申告を条件に指定口座からの引き落としが1ヶ月程度猶予されていることに範を求めるのである。</p> <p>また、自動車税については、府の職員が率先して口座振替制度を活用すべきである。府の職員も30千人を超え、その多くがマイカーを所有しているはずであるが、自動車税の口座振替件数は僅か10千件不足であるから、府の職員ですら口座振替制度を積極的に利用していないのが現状である。したがって、30千人の府職員が率先して制度を利用して実績を積み重ね、その上で府民に対しても利用を勧奨するよう文字通り率先垂範を実践することによって口座振替の浸透に取り組むべきである。</p> <p>一方、自動車税の口座振替制度の普及のためには、自動車を買換えた際などに再度手続きを必要とする現状の制度を改め、課税物件である自動車単位ではなく、納税者単位による口座振替が可能となるよう、制度の速やかな改善も必要であることを申し添える。</p>	振替納税の普及を通じて、滞納の防止や徴税コストの削減が期待される。

2	農業関係の試験研究機関における財務に関する事務の執行、研究及びその成果の還元について
---	--

テーマの選定理由

京都府においては、保健福祉、商工、農林水産の各所管のもとに各種試験研究機関が設置され、それぞれの専門分野での試験研究が行われているが、その成果がどのような形で府民に還元されているのか、なかなか見えづらい部分がある。とりわけ農林水産関係においては、農業従事者の高齢化が加速的に進行する中で、品種改良、栽培技術の改善や機械化、作業の分業化などの作業効率と快適性向上のための技術開発が喫緊の課題として解決を求められ、試験研究機関の役割は重要性を増しているともいえよう。

そこで、今回はこの農業関係の試験研究機関に焦点をあて、京都府域の農業振興にどのような成果をもたらしているのかを検証し、その課題や組織のあり方、さらには今後各試験研究機関に期待される役割について明らかにすることが有用であると判断し、本テーマを選定した。

外部監査の方法（監査の要点）

- (1) 各種の契約は、法令等に準拠して適正に行われているか否か。
- (2) 人件費や経費等について、所定の承認手続に従って適正に予算執行されているか否か。
- (3) 財産管理事務は、法令等に準拠して適正に行われているか否か。
- (4) 各試験研究機関において、研究テーマの選定及び評価は適正に行われているか否か。

さらに、上記の監査過程において検出された管理運営上の問題点についても、その改善策の提言を行うよう努める。

外部監査の結果 - 問題点の指摘と改善提案

（表中の「掲載頁」とは、報告書本文の掲載頁のことである。）

掲載頁	項 目
1.収入事務（財産収入）	
38	試験研究機関において産出される米以外の野菜果物等について、その大部分がもっぱら京都府の広域振興局職員を対象に販売されている。また、試験研究機関の職員の手で販売されており非効率といえる。各試験研究機関での生産物が試験研究過程の副産物的なものであるとはいえ、そのコストは府民が負担していることを考えた場合、積極的に府民に対して販売するような方策も検討する余地がある。
2.契約事務及び支出事務	
40	(1) 競争入札によらない事例 随意契約とする理由が明確でない事例や、随意契約としているにもかかわらず複数の業者から見積書を徴取していないなど基本的な手続きが行われていない事例が検出された。

41	<p>(2) 設備投資後のメンテナンス業務に係る契約</p> <p>設備の機能を維持するためのメンテナンス業務については、必ずしも設置業者でなくても実施可能な場合もあり、一律に設備の設置業者との単独随意契約とすべき積極的理由は見当たらない。むしろ、広く契約の相手方を競争させ、公正性、透明性及び経済性を確保する方法を採用する方がメリットが大きいはずである。また、設備投資後のメンテナンス費用が反映されない価格で落札した業者との随意契約によるメンテナンス契約には問題もあるため、当初の設備投資にあたっては、メンテナンス費用を反映した価格で行うことも検討されるべきである。</p>
42	<p>(3) 予定価格の設定における複数の参考見積書の徴取</p> <p>特定の業者からのみ参考見積書を徴取し、その価格をもって予定価格としている事例が検出された。この場合、予定価格に合理性・公正性が担保されていないことになり、京都府会計規則が予定価格の設定手続を定め、実務上の契約の基準として拘束力を持たせている趣旨が没却されている。</p>
43	<p>(4) 随意契約における複数見積書の徴取</p> <p>複数の見積書を徴取することなく随意契約としている事例が検出された。さらに、予定価格の基礎となる参考見積書を徴取した業者と単独随意契約を交わしている事例も検出。随意契約においても、客観的な予定価格を設定した上で、複数の業者から見積書を徴取する手続は欠かすことができないものである。</p>
43	<p>(5) 参考見積価格を徴取する際の業者リストの検討</p> <p>随意契約の締結のために複数の業者から参考見積等を徴取する際の業者リストについては、各試験研究機関に一任するのではなく、京都府が有している情報を各試験研究機関等地方機関に提供することが望ましい。これにより、各試験研究機関では、広く相手方を選択できることになり、結果的に競争原理を働かせる機会が増加する。</p>
<p>3.財産管理</p>	
45	<p>(1) 備品等の現物確認</p> <p>毎月1回例日を定めての現物確認が物品管理規程に規定されているが、いずれの試験研究機関においても行われていないことが明らかとなった。毎月1回の現物確認を要求する上記規程は少々厳格に過ぎるようにも思われるが、規定がある以上は遵守すべきであり、遵守できない規定ならば実態に即して早晚改めるべきである。</p>
46	<p>(2) 遊休機器備品の取扱い</p> <p>全ての試験研究機関において使用されていない機器備品を検出した。試験研究用機器備品の有効利用の観点から、速やかに返納または保管換えの手続きを行い、他の試験研究機関を含めて京都府全体での再利用なり有効利用なりを検討すべきである。</p>
47	<p>(3) 試験研究用備品の使用記録簿の整備</p> <p>各試験研究機関は、その目的遂行のために専門性の高い機器を備品として保有しているが、これらの備品について、その重要性を勘案した上で特に必要なものについては使用記録簿を整備し、使用状況がトレースできるようにするべきである。</p>

包括外部監査の結果報告書に添えて提出する意見

(表中の「掲載頁」は報告書本文の掲載頁のことである。)

掲載頁	項 目
1.試験研究テーマの選定とその評価	
66	農業関係の試験研究機関が京都府域の農業振興にどのような成果をもたらしているかを検証し、その課題や組織のあり方、さらには今後の各試験研究機関に期待される役割について下記の提言を試みた。
73	(1)公募型テーマと政策型テーマの採用 研究テーマとして、短期的かつ即効性が期待されるテーマと、行政が政策として中長期的な観点から実施しなければならないテーマを区分して対応することが効果的である。
78	(2)「経済効果」に関する測定と把握 研究テーマに関する「犠牲と成果」や「費用対効果」などに対して一定の評価を行うためには、「人的コストの把握」と「成果の経済的測定」は避けて通ることのできないものであり、その対応は急務である。
80	(3)研究テーマの外部評価の考え方 研究テーマに対する外部評価の実施方法として、「課題そのものを評価」するのか「評価制度のあり方を評価」するのかについての再検討の余地がある。
82	(4)研究テーマの中間評価・事後評価にかかる検討事項 全ての研究テーマについて毎年中間評価を実施し、その達成度や経済効果を明らかにする必要がある。その一助とするべく、評価票の様式や人的コストの把握方法を提案している。
87	(5)追跡評価のあり方 試験研究機関と農業改良普及センターは一貫した体制を維持することによって農業の発展に寄与していると考えられることから、追跡評価は農業改良普及センターの計画や実際の普及活動に組込まれたかどうかという観点から行われるべきである。
2.研究成果の資産価値について	
93	試験研究機関における研究の目的は、特許の取得や品種登録を行うことだけではないことから、これまでは積極的に特許権や品種登録に係る資産価値の評価を実施してこなかった。しかし、物的、人的さらには経済的な犠牲の上に取得された特許権や品種登録については、相応の資産価値が存在するはずであり、それを把握することにより、試験研究機関における研究がどれだけ活用できるのか、その成果がどれだけ府民に還元されているのかを明らかにできるものと思われる。 一方、農業資源研究センターでは府立大学と共同で研究を行っているが、研究成果が事前に論文等で発表されてしまい、結果として特許の取得ができなかった不幸な事例が存在する。その原因は、特許取得に対する無知と誤解であったと聞き及んでいるところ、同様の事態を回避するためには、特許取得について、専門家(弁理士)によるタイムリーなアドバイスが受けられるようなサポート体制を整備することが望まれる。

3.今後の試験研究機関に期待される役割	
98	<p>(1)府政からみた期待される役割</p> <p>遺伝子組換え農林水産物の試験判定とその公表や残留農薬チェックの機能、環境ホルモンチェックの機能などは今後試験研究機関が試験機能を発揮し、府民の食生活を守り、安心・安全の京都を実現するために欠かせないものである。</p>
101	<p>(2)試験研究テーマに対して期待される役割</p> <p>政策型テーマは中長期的観点から実施しなければならないものであり、他方、公募型テーマは、短期的かつ即効性が期待されることが多い。したがって、テーマ別にその担う役割が異なっていることに配慮したテーマ選定が行われるべきであり、それが農林水産関係試験研究推進システムを通じて実現することが期待される。</p> <p>一方、試験研究の成果については、ホームページ等の各種情報提供媒体の活用、研究成果発表会やセミナーの開催、普及機関と連携した現地実証活動を通じて、現場に対して迅速に技術移転を行う必要がある。特に公募型テーマの成果である技術移転は迅速に行われなければならない、その意味で普及活動との円滑な連携とタイムリーな実施については格段の配慮が必要である。</p>
102	<p>(3)人事面に関する今後の検討課題</p> <p>今後、人員削減が避けて通れない状況ではあるが、その一方で長期的視点に立った研究職職員の育成にも留意しておく必要がある。また、試験研究テーマに即して任期付研究員を登用・活用すべきである。外部から適切な人材を確保することは研究成果の早期実現に貢献することはもちろん、経済性や効率性といった点においても優れていると考えるからである。また、試験研究機関と大学の双方にメリットがあると考えられる連携大学院制度を活用するなど人事面において検討すべき課題は数多い。</p>
107	<p>(4)農業関係機関等との連携</p> <p>試験研究機関に期待される役割は、研究成果を達成するだけでなく、達成した成果をいかに普及させるかが重要な課題となっている。農業の最前線に対して成果の浸透を図るにあたっては、農業改良普及センターとの連携なくしては実現不可能である。この点、普及に関する役割は主として農業改良普及センターにあるが、各試験研究機関と農業改良普及センターとが密接に連携しなければ研究成果の迅速な普及は行えない。したがって、今後も各試験研究機関と農業改良普及センターとの更なる連携の促進が期待されるところである。</p>
111	<p>(5)京都府立大学（大学院）との連携</p> <p>府立大学のミッションには、真理の探究や府民子弟に対する高度教育の機会提供に加えて府民への価値提供や地域への貢献というものがある。そのミッションの達成のためにも、府立大学における基礎研究成果を実用研究に展開する仕組みを作ることが必要である。つまり、基礎研究を大学で行い、その実証研究（応用研究）を試験研究機関で行うという役割分担を研究課題の設計段階で行って研究テーマを選定することも必要なのである。両者が連携して共同研究を促進することにより、結果的に研究テーマの早期実現が達成できるのではないかと期待もある。</p> <p>さらに、大学教員や試験研究機関の研究員が高い頻度で相互に試験研究機関や大学に赴き、研究成果の交換や意見交換、さらにはシーズ・ニーズ情報の交換等を行うなど積極的に大学と試験研究機関が交流できる機会を持つことが可能な環</p>

境が確立されることを期待する。

また、将来的には、府立の大学として農業関係の研究の拠点となっている府立大学を中心として基礎研究から応用研究までを一体的に行う枠組みの検討を行っていく必要もあろう。

一方、京都府における農業従事者の高齢化が加速的に進行する中で、若年層の市場参入に繋がる誘因となるよう、試験研究機関がインターンシップとして学生を受入れることも必要である。インターンシップが目的とする産業社会を事前に把握できる機会を積極的に設けることによって、今後の農業発展に寄与することが大いに期待されるからである。。

4.農業関係試験研究機関の統合

91 現在 4 つに分かれている農業関係の試験研究機関であるが、これを組織的に一つの
113 機関として統合すべきことを提言する。

京都府組織規程第 98 条では、「農業研究所は農業の改良発達を図り、併せて農業経営の改善に資することを目的として、次の業務を行う」と規定されているが、そこで示されている業務内容は茶業研究所を除く 3 つの試験研究機関においても多くの部分で重複している。確かに各試験研究機関は、それぞれに地理的なことも含めて特徴を有してはいるが、これを統合することによって次のような効果が生まれると考える。

(1) 予算の重点的振り分け

現在、各試験研究機関に一定の割合で配分されている予算を統合することにより、重要課題に対する集中的予算配分が可能となり、また緊急時の予算措置などが容易になる。

(2) 人員の重点化・負荷平準化

重要課題に対し人員を重点的に充てることができる。さらには、季節変動による人員の負荷平準化にも対応できる。

(3) 原料・備品の有効利用

各施設において共通して利用できる原料・備品などを現在よりも有効に活用できる。

(4) 間接業務コストの削減

現状では分散して行なわれている間接業務を集中化することにより業務効率が向上し、間接部門の人員削減に繋がる。

一方、他の都道府県において全ての試験研究機関を一元管理する大きな枠組みを構築する動きがある中、京都府の財政状況さらには人員的な今後の状況を考えると、総務部門等の一元化による効率化は避けて通ることのできない課題といえる。

京都府における農林水産部所管の試験研究機関の将来像について次葉に示すような新たな枠組みがイメージとして考えられる。

